

○既存ストックの活用による共同居住型住宅の居住水準に関する検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「既存ストックの活用による共同居住型住宅の居住水準に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、既存ストックを共同居住型のセーフティネット住宅として活用するにあたり、居住水準の基本的な考え方を検討することを目的とする。

(委員の任命)

第3条 検討会の委員は、住宅局長が任命する。

(座長の任命)

第4条 検討会には座長を置く。

2 検討会の議事の進行は、座長が行う。

(検討会の議事)

第5条 検討会の議事は、非公開とする。

2 検討会の資料及び議事内容については、座長に確認の上、原則として、国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は国土交通省住宅局住宅政策課に置く。